

## 回 答 書

件 名	西区・中央区土木センター電話設備通話録音装置等賃貸借（長期継続契約）		
質問書提出期限	令和 7 年 12 月 9 日	開札日	令和 7 年 12 月 18 日

### 本 市 回 答 欄

Q 1

仕様書に保守の条件がありませんので、リース会社に保守責任（含む代用品準備責任）はないものと理解しています。

また、リース物件の危険負担はお客様が追い、リース会社の負担は動産総合保険の範囲内となる事が一般的となっております。

契約書（案）第9条及び第15条は上記に沿った内容に変更いただけますでしょうか。

＜契約書（案）該当箇所＞

「第9条 物件が故障したときは、その原因の如何を問わず修繕し修復を行うものとします。

3 当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由の場合は第15条の規定による。」

「第15条 自然災害等当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由に伴い損害又は損失が発生した場合、双方協議のうえ費用等の負担を定める。」

A 1

第9条につきましては、定期的な保守点検は不要であるため、保守に関する文言は削除させていただきます。なお、第15条につきましては、自然災害等、当事者いずれの責めにも帰すことのできない事由「不可抗力」により損害または損失が発生した場合の取り扱いを定めたものであり、不測の事態に備える趣旨から、表現を改めることはできません。